

平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針（概要）
－政策評価・独立行政法人評価委員会の方針－

平成 18 年 7 月
総務省行政評価局

1 基本的な見直しの考え方

18年度における独立行政法人の抜本的な見直しに当たっては、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、(i)業務の廃止・縮小・重点化、(ii)経費の縮減・業務運営の効率化、(iii)自己収入の増加といった視点を基本とするとともに、(iv)ディスクロージャーの充実を図るべき。

2 共通的な見直しの視点

上記1を踏まえた見直しに当たっては、①国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、②独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当。その際、「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト)(国民の負担に帰せられるコスト)の改善のための取組等が重要。

(1) 業務の廃止・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当。

このため、独法の業務について、達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい業務について、収支改善の見込みはあるか等の視点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

(2) 経費の縮減・業務運営の効率化

上記(1)を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、業務縮小部門はもとより間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができないか、業務の民間委託により効率化できないか等の視点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

(3) 自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させるため、有料化や料金水準の引上げなどにより受益と負担の関係を適正化すべきものはないか、土地・建物等の資産について有効活用や売却の余地がないか等の視点から、法人の自己収入の増加を検討。

(4) 情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等の観点から、事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理など法人の財務内容等の一層の透明性を確保。

3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

特殊法人等からの移行独法は、これまで見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を実施しているため、上記1・2を踏まえつつ、法人ごとに個別具体の業務の性質や実態に即した検討が基本。

(1) 融資等業務

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討。

(2) その他の業務

上記(1)以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、政策評価・独立行政法人評価委員会による議論のこれまでの成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施。

融資等業務の見直し

1 基本的な見直しの考え方

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを実施。ただし、独法が行う融資等業務は、①特定の関係者の間で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、③に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、以下のような視点から個別に検討。

2 共通的な見直しの視点

(1) 国として行う政策の必要性

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

(2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討。

(3) 当該独立行政法人で行う必要性

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。特に、民間との競合の可能性のあるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

(1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討。

(2) 直接融資業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討。

(3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討。

(4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討。

4 業務運営の見直し

業務ごとの財務情報の開示の徹底、業務実施体制の見直し、外部委託の積極的推進等を検討。

「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務
全般の見直し方針」の取りまとめに当たって

平成 18 年 7 月 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎

本日、当委員会は、本年度に実施する独立行政法人等の組織・業務全般の見直しに関する基本的な方針を取りまとめました。

本年度からは、特殊法人等から移行して設立されたいわゆる移行独法の見直し時期が初めて到来することとなります。これらの法人については、「官から民へ」の観点から、組織・業務の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることが求められています。また、融資等業務を行う法人については、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うことも求められています。

当委員会では、独立行政法人評価分科会において、従来からの各府省別のワーキング・グループに加え、今年2月には、横断的な「政策金融ワーキング・グループ」を新たに立ち上げ、各府省別のワーキング・グループと併せて延べ 29 回開催し、精力的な議論を行ってきたところです。また、4月には、同分科会において4回にわたり各府省からヒアリングを実施するとともに、行政改革推進本部の「行政減量・効率化有識者会議」とも連携を取りながら議論を深めてまいりました。

当委員会としては、本年9月以降、本方針に沿って個別の法人ごとに審議を行い、年内に各法人の主要な事務・事業の改廃に関する「勧告の方向性」を取りまとめることとしています。各主務大臣及び各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これを踏まえた積極的な検討が行われることを期待するとともに、国民各層におかれては、今後とも、当委員会の活動について強い御関心をお持ちいただき、幅広い御支援を賜りますようお願い申し上げます。